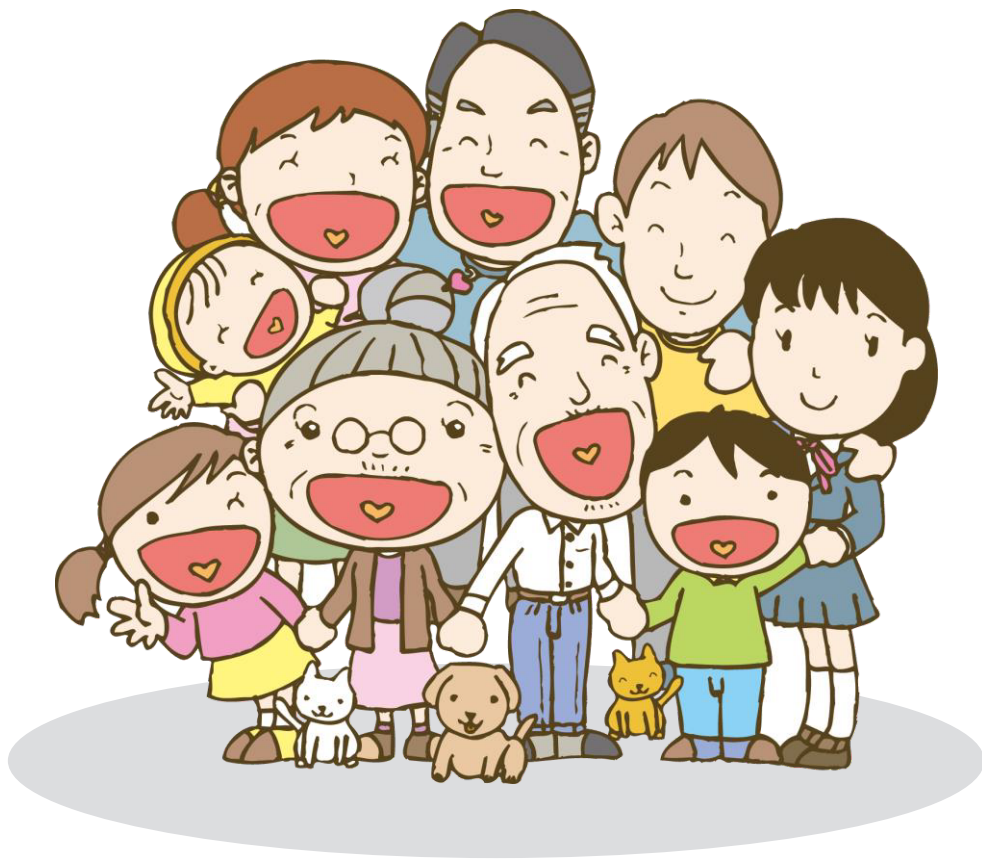


概要版

第 8 期

鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【 令和3年度 ~ 令和5年度 】



令和3年3月

鴻 巣 市



高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

1 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画を一体化して策定する計画です。

平成 29 年度に策定した第 7 期計画を見直し、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた、高齢者の福祉全般にわたる総合計画として、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「鴻巣市総合振興計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「鴻巣市地域福祉計画」を位置付け、「鴻巣市障がい者計画・鴻巣市障がい福祉計画・鴻巣市障がい児福祉計画」、「鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」、「鴻巣市健康づくり推進計画」との整合性を図るとともに、その他、個別部門計画である「鴻巣市地域防災計画」等との連携を図り策定しました。

また、埼玉県「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等とも整合性を図り策定しました。さらに、国際社会共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）の要素を反映し、SDGs 達成に向けた取組の方向性との整合も図り策定しました。

【SDGs（エスディーゼイズ）】

Sustainable Development Goals の略であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。SDGs に掲げられているゴールを追求することは、本市における諸課題の解決に貢献し、本計画の施策の推進につながると考えられます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 22 年度 (2040)
第 7 期計画 平成 30 年度～令和 2 年度			第 8 期計画 令和 3 年度～令和 5 年度			第 9 期計画 令和 6 年度～令和 8 年度			
令和 7 年（2025 年）及び令和 22 年（2040 年）までの中長期的な視点を踏まえて									



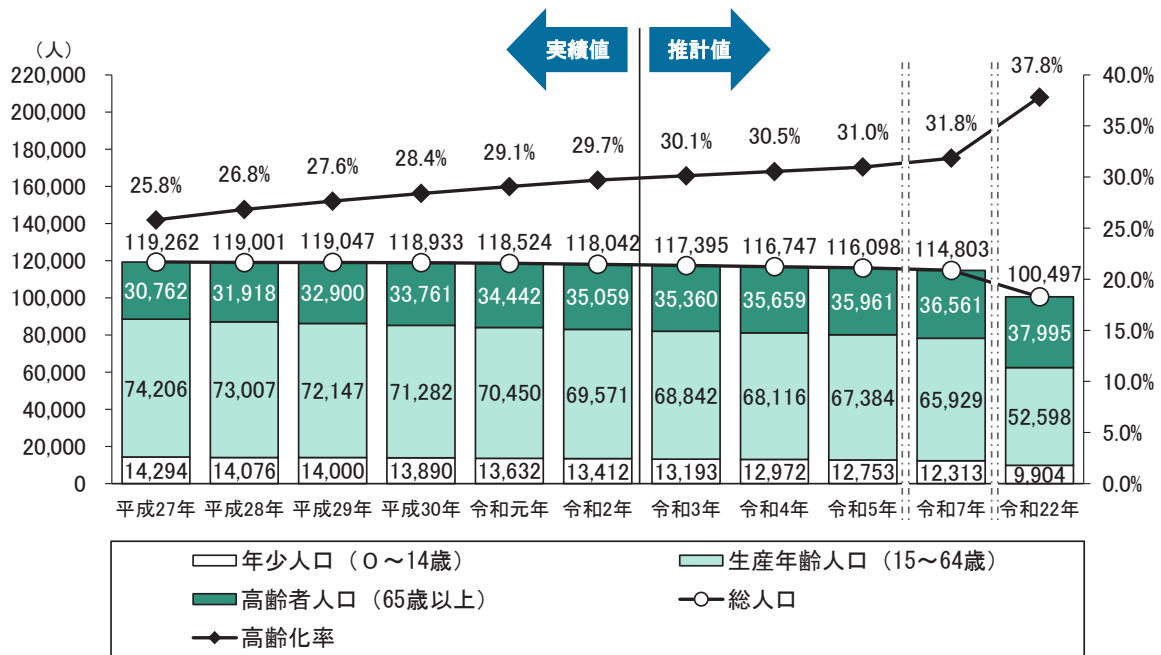
本市の高齢者を取り巻く現状と将来

1 総人口の推移と推計

本市の総人口は令和2年10月1日現在、118,042人となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている中、高齢者人口は増加を続け、高齢者人口は35,059人で、高齢化率は29.7%となっています。

将来推計では、令和22年には総人口が100,497人、高齢者人口が37,995人（高齢化率37.8%）になることが予測されます。

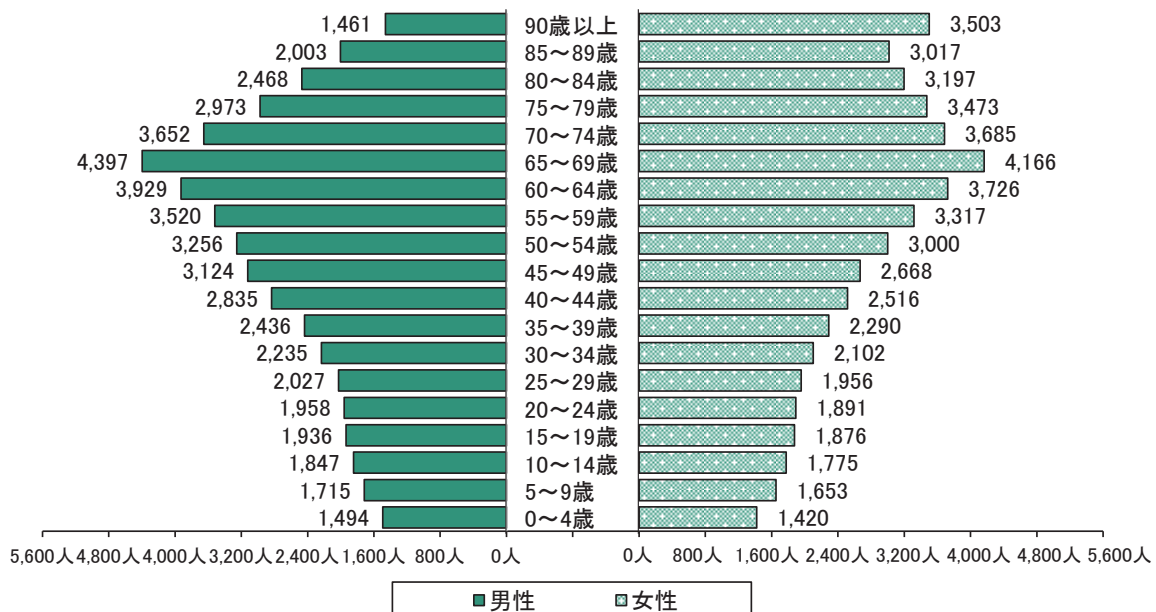
【総人口及び年齢階層別人口の推移と推計】



資料：平成27年～令和2年 住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値は令和2年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

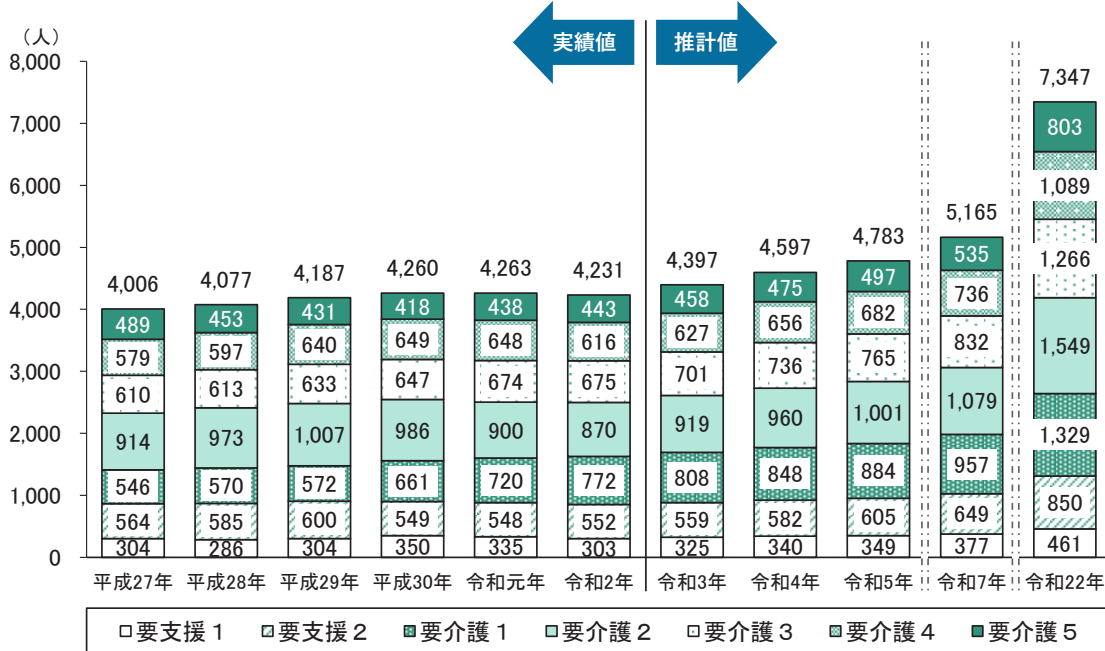
【令和22年10月1日現在の人口構成（推計値）】



2 要支援・要介護認定者数の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者数は、令和2年9月末日現在で4,231人となっています。将来推計では、令和22年には要支援・要介護認定者数が7,347人になることが予測されます。

【要支援・要介護度別認定者数の推移と推計】

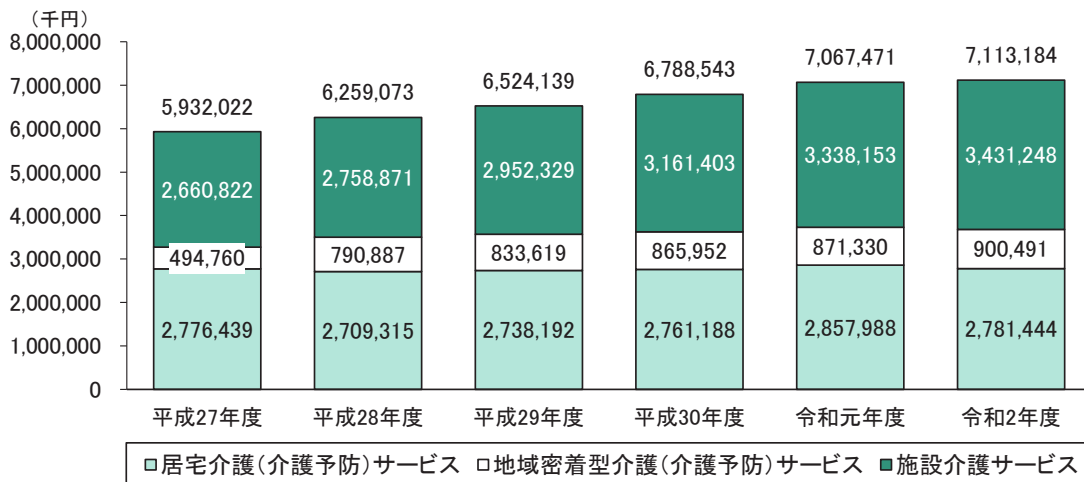


資料：平成27年～令和2年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）
推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

3 給付費の推移

本市の介護保険給付費年額の合計は、令和2年度（見込み）で7,113,184千円となっています。平成29年度と比較すると、この3年間で589,045千円の増加となっています。

【給付費の推移】



資料：介護保険事業状況報告年報（平成27年度～平成29年度）、地域包括ケア「見える化」システム（平成30年度～令和2年度）

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。



第8期計画における主な視点と取組

1 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

厚生労働省において、第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正が行われました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

(2) 地域共生社会の実現

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

② 保険者機能強化推進交付金等の活用

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

【認知症施策の総合的な推進5つの取組項目】

認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

資料：厚生労働省より

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・薬剤試験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

※エビデンス：証拠・根拠

※コホート：疾病発生と要因の関連を調べる観察的研究

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備



計画の基本的な考え方

1 基本理念

今後、高齢化が一層進む中、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。これまでの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会を理念とした地域共生社会の実現を目指していきます。

本市の特徴と課題を踏まえながら、市民がこれからも安心して豊かな生活が送れるよう、「鴻巣市総合振興計画」を踏まえた上で、基本理念を下記のように定めます。

**住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるまち
いつまでも元気で、活動的で、生きがいに満ちて暮らせるまち**

2 基本目標

基本目標 1 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢者一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できるよう、介護予防・重度化防止に向けた取組とともに、社会参加や地域活動を通じた生きがいづくりの取組を一体的に推進します。

基本目標 2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために

高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯や、認知症等により常時介護・見守りが必要な高齢者、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が増加していくことが見込まれる中、高齢者やその家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活継続のための取組を促進します。

基本目標 3 尊厳のある暮らしの支援

何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会の実現を目指します。

基本目標 4 支え合える地域づくりの推進

高齢化の進展とともに、介護者の高齢化も進むことが予測されることから、身近な地域で互いに見守り、支え合いながら、介護を受ける本人及びその家族が、地域の中で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

基本目標 5 介護保険制度の安定的な運営

要支援・要介護認定者に対して個々の状態に応じて必要なサービスが確保されるよう、実態に即した見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な人材確保に努め、介護保険制度の安定的な運営を目指します。



施策の体系

基本目標 1 介護予防・生きがいつくりの推進

1. 高齢者の介護予防・重度化防止及び健康づくりの推進
2. 生きがいつくり・仲間づくりの促進
3. 高齢者の社会参加の促進

基本目標 2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために

1. 相談支援体制の強化
2. 地域課題・資源の把握、解決策の検討
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 在宅での生活を続けるための支援
6. 高齢者の住まい・施設の整備

基本目標 3 尊厳のある暮らしの支援

1. 高齢者の権利擁護の推進
2. 高齢者虐待の防止

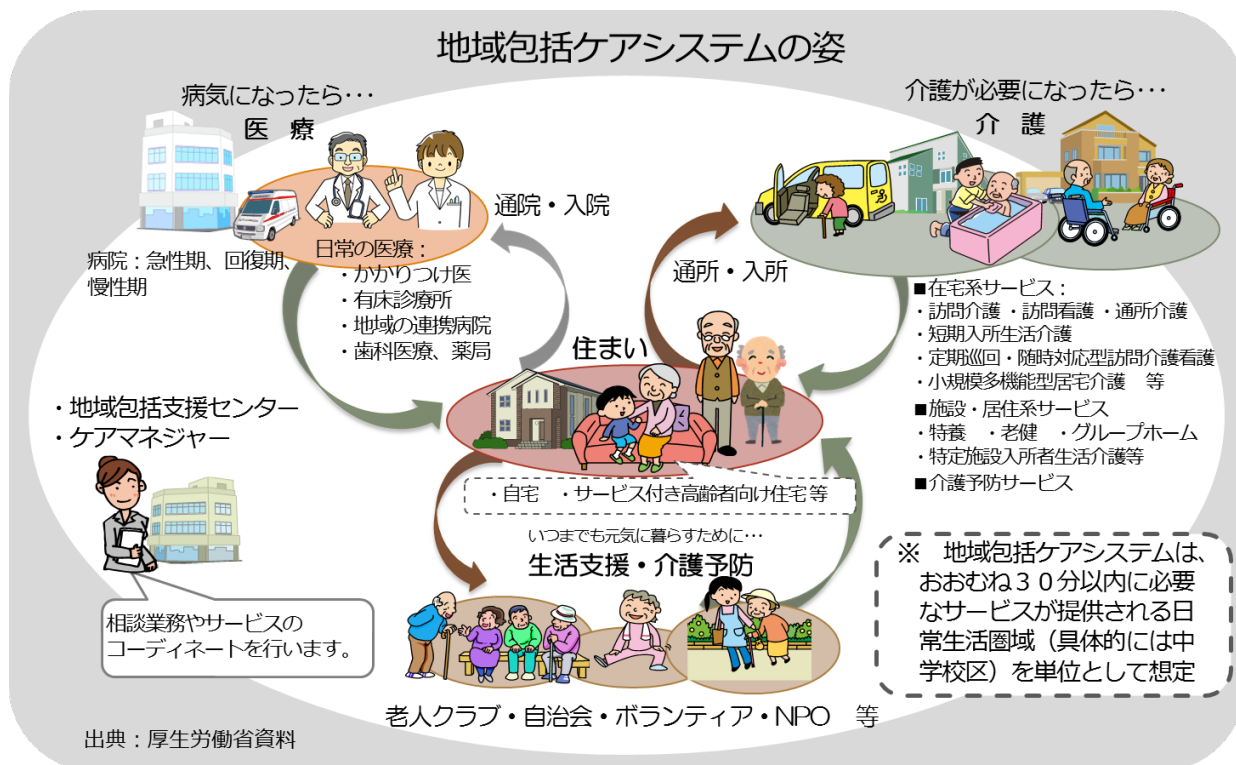
基本目標 4 支え合える地域づくりの推進

1. 介護者への支援
2. 災害時や感染症対策における支援体制の確保
3. 見守りネットワークの構築

基本目標 5 介護保険制度の安定的な運営

1. 介護保険制度の概要
2. 介護保険事業費の推計手順
3. サービスごとの実績と見込み
4. 地域支援事業の見込み
5. 第1号被保険者の保険料
6. 低所得者等への対応
7. 介護人材の確保・資質の向上及び業務の効率化
8. 介護給付適正化計画

【地域包括ケアシステム（2025年までに目指すべき将来像）】

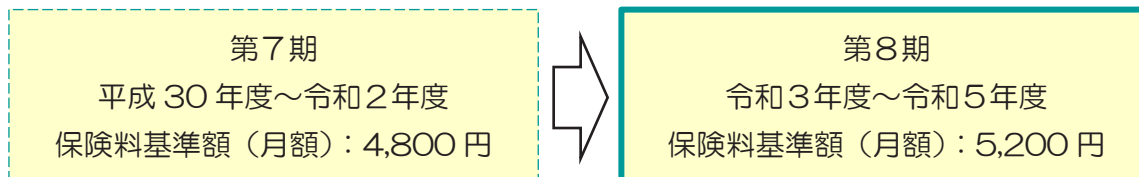




第1号被保険者の介護保険料

本市においては、所得段階の負担割合を低所得の人へ配慮し、所得のある人には応分の負担をしてもらうように第1段階から第10段階の多段階の設定を行っています。

【第7期から第8期の介護保険料の変化】



■第1号被保険者の介護保険料の設定

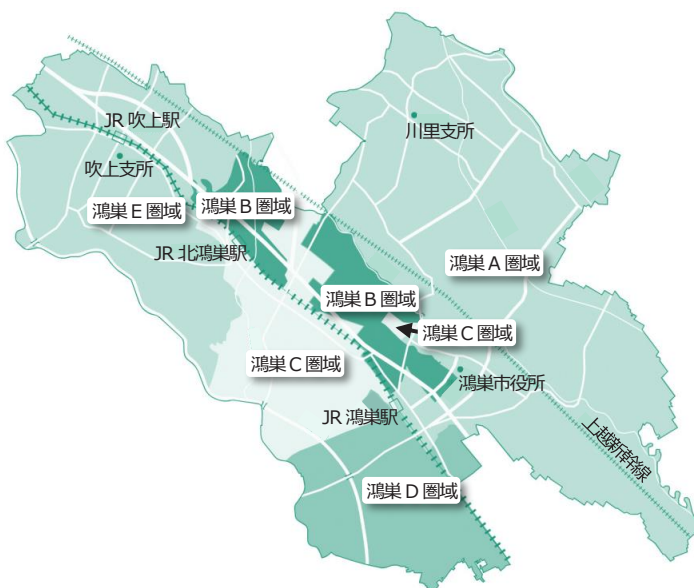
所得段階	対象者	負担割合	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.50	31,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	40,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 ×0.75	46,800円
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	56,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額 ×1.00	62,400円
第6段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	基準額 ×1.20	74,800円
第7段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	81,100円
第8段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上400万円未満	基準額 ×1.70	106,000円
第10段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額400万円以上	基準額 ×1.80	112,300円



日常生活圏域の状況

■ 日常生活圏域別の状況

区分 圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率
鴻巣A圏域	26,858人	8,358人	31.1%
鴻巣B圏域	19,513人	5,777人	29.6%
鴻巣C圏域	22,535人	5,751人	25.5%
鴻巣D圏域	20,619人	6,063人	29.4%
鴻巣E圏域	28,517人	9,110人	31.9%
市全域	118,042人	35,059人	29.7%



資料：令和2年10月1日現在

■ 地域包括支援センター

地域包括支援センター	電話番号	担当地区
川里苑（鴻巣A圏域）	048-569-2650	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曾根・川里地域
こうのとりのり（鴻巣B圏域）	048-596-2223	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町・東
彩香らんど（鴻巣C圏域）	048-595-3331	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町
まむろ翔裕園（鴻巣D圏域）	048-540-0294	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形
吹上苑（鴻巣E圏域）	048-548-8991	吹上地域





花 か 緑 り 人 あ 郷 ひ ここのす

【概要版】

第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年3月



発行：鴻巣市

編集：鴻巣市健康福祉部介護保険課

福祉課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL：048-541-1321（代表）

FAX：048-541-1328

URL：<http://www.city.kounosu.saitama.jp/>